

株式会社ジャックス保証

教育ローン商品概要説明書

(2026年3月1日現在)

項目	内容
資金の使途	<p>本人または本人の子弟・孫・扶養親族が必要とする次の資金。</p> <p>(1) 受験・入学・在学中に必要な教育資金。 ※対象校は、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短大・大学・大学院。</p> <p>(2) 支払済み教育資金（申込受付前6ヶ月以内に現金で支払いしたもの）</p> <p>(3) 教育ローンの借換資金（自JA・他金融機関問わず）</p>
ご利用いただける方	<p>○お借入時の年齢が満18歳以上、最終返済時年齢が80歳以下の方。</p> <p>○当JAが指定する保証会社の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
お借入金額	<p>○組合員の方：10万円以上1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>○組合員でない方：本ローンを含む小口資金の総与信額が当JA理事会で定める限度額の範囲内</p> <p>※医科・歯科・薬科大学(学部)以外の場合は700万円以内とします。 ※お借換の場合は、借換対象ローン残高の一括返済金を上限とします。</p>
お借入期間	<p>○6か月以上16年10か月以内（元金据置期間を含みます）（1か月単位）</p> <p>※お借換のみの場合は、借換対象ローンの残存償還期間内とします。</p> <p>※在学期間中は、以下を上限（①～③を合わせて最長6年10か月とします。）に元金のご返済を据え置くことができます。</p> <p>①入学前の7か月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の6か月間以内</p> <p>なお、留年、留学等により卒業年月が延びる場合であっても、元金のご返済据置期間の延長は行わないものとします。</p>
お借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>固定金利型</p> <p>○お借入の全期間、お借入利率は変動しません（ご返済額は一定です。）。</p> <p>変動金利型</p> <p>○お借入の全期間、基準金利（パーソナルプライムレート）を適用します。</p> <p>○お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、それぞれの翌月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合や金利情勢によっては、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭およびホームページに掲載します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
ご返済方法	<p>○毎月元利均等返済とします。</p> <p>※毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法。</p> <p>○毎月返済方式、および特定月増額返済方式（毎月返済に加えてボーナスによる6か月ごとの増額返済）のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>○据置期間を設定されている場合は、据置期間中はお利息のみをご返済いただけます。</p>
保証	<p>○株式会社ジャックスの保証をご利用いただけますので、原則として連帯保証人は不要ですが、必要により連帯保証人を設定する場合があります。</p> <p>○保証会社に保証料をお支払いいただきますが、ご返済日の元利金返済にあわせて分割してお支払いいただきます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>

項目	内容																		
団体信用生命共済(保険)	<p>○ご希望により当JA所定の8種類の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <table border="1" data-bbox="491 331 1337 689"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.45%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.55%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.35%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(ワイド)</td> <td>年0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年0.3%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%	団体信用生命共済(連生)	年0.45%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.55%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.35%	がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.5%	団体信用生命共済(ワイド)	年0.6%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率																		
団体信用生命共済(特約なし)	年0.3%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%																		
団体信用生命共済(連生)	年0.45%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.55%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.35%																		
がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.5%																		
団体信用生命共済(ワイド)	年0.6%																		
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.3%</p>																		
費用・手数料	<p>○お借入の際に、1件につき3,300円(消費税等を含む。)の事務取扱手数料が必要となります。</p> <p>○繰上げ返済をする場合には次の手数料(消費税等を含む。)が必要となります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合、</p> <p>①全額繰上返済の場合…返済金額が1,000万円以上の場合55,000円。返済金額が500万円以上1,000万円未満の場合は33,000円。返済金額が100万円以上500万円未満の場合は11,000円。</p> <p>②一部繰上返済の場合…11,000円(資金使途が住宅関連資金で、JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は22,000円)。</p> <p>※ 上記手数料については、JAにより異なる場合があります。ご利用になるJAにお問い合わせください。</p>																		
ご用意いただく書類	<p>○ご本人であることを証明する書類(運転免許証または健康保険被保険者証)</p> <p>○所得に関する書類 お勤めの方/源泉徴収票、所得証明書または住民税決定通知書。 自営業の方/納税証明書(その1、その2)および確定申告書(写)。 農業者の方/当JA発行の収入調査書</p> <p>○資金使途に関する書類等 合格通知書、在学証明書、払込済み通知書、お見積書等資金使途が確認できる書類。</p> <p>※ お申込の際には上記以外にも書類が必要な場合がございます。</p>																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0242-377-2297)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部もしくはJAバンク相談所にお申し出ください。 福島県弁護士会(電話:024-534-2334) 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、</p>																		

項 目	内 容
	<p>お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証会社において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A 会津よつば

(注) 1 J A ネットローンホームページに掲載するお借入利率(店頭表示金利)の適用につきましては、当 J A 所定のその他要件が必要となる場合があります。詳しくは当 J A 融資窓口までお問い合わせください。